

京都市訓令甲第 9 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

京都市長 門 川 大 作

第5条第2項, 第6条第2項及び第25条中「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・情報化担当局長」に改める。

附 則

この訓令は, 平成30年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)